

京阪奈北近隣6市の広域連携による相談窓口 【H15～】 男女共同参画プラザ*	DV被害者に対する支援を図るため、近隣6市（生駒市、交野市、寝屋川市、枚方市、八幡市、京田辺市）で相談業務の広域連携を行っている。	【P27に掲示のため省略】					継
DV被害者緊急保護委託事業 【H15～】 男女共同参画プラザ*	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者緊急保護については、県の中央子ども家庭相談センターがその保護施設としての役割を担っているが、市としても被害者の安全確保の緊急避難として、居住地以外のところでの保護が必要とされる場合は、受け入れ体制の整ったNPOの団体等と連携をとり、一時的な保護施設として委託契約をする。	【P28に掲示のため省略】					継
男女共同参画等に関する本、人権に関する本の特集コーナーの設置 図書館【H3～】 南分館【H11～】 北分館【H15～】 鹿ノ台ふれあいホール図書室【H23～】 生駒駅前図書室【H26～】	男女共同参画週間（6月23日～29日）、7月の差別をなくす強調月間及び人権週間にちなみ、関連図書を集め特設コーナーを設置する。	【P11に掲示のため省略】					継
職員の旧姓使用 【H13～】 人事課	男女共同参画社会の形成を促進し、女性と男性がさまざまな場面でその能力を発揮できる条件を整備していく上で、婚姻等によって改める前の氏を旧姓として使用できないことによる社会生活上の不便や不利益についての軽減を図る。	例年どおり実施	例年どおり実施		前年度同様に実施	市職員	継
審議会等への女性の参加促進 【H11～】 人権施策課 男女共同参画プラザ* 他 関係各課	審議会等への女性の参加目標を40%とし、女性委員がゼロの審議会等の解消に努める。	平成26年度 33.1%	平成27年度 32.7%		目標年次の平成36年度に40%の目標が達成できるように努める	全市民	継
女性消防職員の採用 【H13～】 消防本部総務課	消防職員採用時の男子限定条項の廃止により、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参画する機会を確保する。	平成26年度新規採用者はなし 平成27年度採用（消防職5名募集）の新規採用試験を実施（女性合格者はなし）	平成27年度新規採用者5名のうち女性採用者はなし 平成28年度採用（消防職10名募集）の新規採用試験を実施したが女性合格者はなし	定年退職者及び 勲奨退職者の補充	平成28年度新規採用者は10名のうち女性採用者はなし 平成29年度採用（消防職3名募集）の新規採用試験を実施予定	採用試験受験者	継
女性消防団員の採用 【H14～】 消防本部総務課	女性消防団員の採用により、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参画する機会を確保する。	実員20名（定員20名） 平成25年度退団者は1名 平成26年度に1名を採用	実員20名（定員20名） 平成26年度退団者は3名 公募により平成27年度に3名を採用		実員20名（定員20名） 平成27年度退団者は6名 公募により平成28年4月に6名を採用（年度内に退団者があれば、随時募集し採用する）	全市民	継

鹿ノ台交流スペース運営助成事業 【H18～】 高齢施策課	高齢者及び母子等の交流の場である鹿ノ台交流スペースの運営に対し助成する。	利用者数 516人	平成26年6月に廃止	市の補助金が6月で廃止となるため	平成26年6月に廃止	高齢者子ども及びその保護者	廃止
母子家庭自立支援事業 【H16～】 こども課	母子家庭の母が就業につきやすく、安定した収入を得るための環境を整え母子家庭の自立の促進を図る。	母子家庭の母が就業につきやすく、安定した収入を得るための環境を整え母子家庭の自立の促進を図る。 14件	母子家庭の母が就業につきやすく、安定した収入を得るための環境を整え母子家庭の自立の促進を図る。 16件	申請者の増	前年度同様に実施	母子家庭の母	継
学童保育所延長保育の実施 【H19～】 教育総務課 【H28～】こども課	就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、学童保育所の保育時間を延長する。	市内全学童で実施	前年度同様に実施		前年度同様に実施	学童保育所入所児童及びその保護者	継
「マタニティマーク」(キーホルダー)の配布 【H18～】 健康課	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくし、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもので、妊娠届け提出時に配布する。	【P17に掲示のため省略】					継
幼稚園での預かり保育実施(全園) 【H19～】 こども課	公立幼稚園に対する社会的な要請や保護者ニーズの高まり、アンケート調査結果等に基づく、「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会」からの第1次報告を踏まえて平成19年度から実施	【P4に掲示のため省略】					継
3歳児保育の全員受け入れ 【H20～】 こども課	H20から段階的に3歳児保育の全員受け入れを行い、H21には完全受け入れを実施	【P6に掲示のため省略】					継
「こんにちは赤ちゃん」事業 【H20～】 健康課	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、不安解消や支援の必要な家庭に対する適切なサービス提供等のサポートを行う。 *ブックスタート事業(図書館)関連事業	妊娠届出時から事業紹介を行い、生後2～3か月の頃に全戸訪問を実施 867件	前年度同様に実施 平成27年度 実績 933件		前年度同様に実施 平成28年度 見込み 866件	生後4か月までの乳児のいる全家庭	継
乳幼児を持つ世帯のための防災知識の普及啓発事業と防災用品の備蓄 【H27】 危機管理課 【H28】 防災安全課	①乳幼児を持つ世帯向けの防災パンフレットの作成 ②乳幼児を持つ世帯向け防災用品備蓄(授乳室用パーテーション) ③乳幼児を持つ世帯向け防災用品備蓄(乳幼児用簡易ベッド) ④自主防災会への乳幼児世帯向け防災備品の購入補助	-	①作成部数 5,000部 12月完成 1月から窓口配布開始(危機管理課、こども課、健康課、子育て支援総合センター、北コミ、南コミ、図書館、鹿ノ台ふれあいホール、生駒駅前図書室) ②設置台数 24張 地区連絡所となる避難所に2張ずつ整備 防災訓練時に参加者に紹介 ③設置台数 24台 地区連絡所となる避難所に2台ずつ整備 防災訓練時に参加者に紹介 ④自主防災会16団体(抽選)に対し、1団体70,000円(上限)の乳幼児世帯向けの防災備蓄品購入補助を実施		未定か前年どおり	妊産婦・乳幼児を持つ世帯、自主防災会	新

ユニバーサルキャンプin生駒 【H27～】 生涯学習課	年齢、性別、障がいの有無、国籍 や文化の違いに関わらず、ダイバ ーシティ(多様性)の視点に立ち、 「みんなが一緒にいきいきと暮ら せる社会とまちづくり」の実現を 目指すことを目的とした交流イベ ント	-	11月21日～23日(2泊3日) 参加者数 25名(内外国人1名、 障がい者2名) ボランティア数 17名 協賛企業・団体数 14団体		8月19日～21日(2泊3日) 生駒山麓公園野外活動センター にて開催 応募人数50名 ボランティアスタッフ、協賛団体 ・企業を募集	小学1年生 以上で2泊3 日元気に活 動できる方 (市内の人 優先)	新
イコママボノ 【H28～】 市民活動推進センター	NPO団体が抱える問題を、育休 中や復職をめざす女性(ワーカー)が仕事で培ったスキルを活かし て解決する事業。	【P30に掲示のため省略】					28新

3 子ども

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることがないよう「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重と保護に向けて取り組むとともに子どもを育てやすいまちづくりの推進を図ります。

ア 子どもの権利の尊重

イ いじめ問題等への取り組み

ウ 健全育成に向けての取り組み

エ 教育相談体制の充実

オ 人権を尊重した就学前教育の推進

カ 児童虐待防止対策の充実

キ 情報社会に参画する態度の育成

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対 象	新継
スクールアドバイザー活用 事業 【H25～】 教育指導課	児童生徒の指導上の課題や生駒市 立学校の運営上の課題について、 専門的な視点から意見又は助言を 求めるため、弁護士、警察官、臨 床心理士、社会福祉士、校長経験 者によるスクールアドバイザーズ を組織する。	生駒市立学校からの要請により、 状況に応じたアドバイザーを選び 専門的な視点から助言する。	前年度同様に実施 弁護士4件、警察官（随時）		前年度同様に実施	幼稚園 小中学校	継
病児保育の実施 【H25～】 こども課	お子さんが病気のとき、専用の場 所で保育を行う。	阪奈中央病児保育園で実施 年間利用者数 621名	阪奈中央病院で実施	市民への周知の 徹底による	前年度同様に実施	生後5か月 から小学6 年生まで	継
病後児保育 【H17～】 こども課	保育園に通園中の児童が病気の回 復期にあり、集団保育の困難な期 間において、児童を保育園等に付 設された専用の場所で保育を行う 。	いこま保育園で実施 35名利用（施設型）	いこま保育園で実施		前年度同様に実施	生後6カ月 ～おおむね 10歳まで	継
生駒市特定事業主行動計画の 推進 【H17～】 人事課	次世代育成支援対策推進法及び女 性活躍推進法に基づき、生駒市職 員への仕事と家庭の「両立支援」 や、職員が個性と能力を発揮でき る「活躍支援」をさらに進めるた めに、生駒市特定事業主行動計画 を策定	例年どおり実施	例年どおり実施 計画の見直しも実施		前年度同様に実施 計画に基づいた事業を実施予定	市職員	継
子ども医療費助成事業 【H15～】 ※24年8月～名称変更 国保医療課	子育てしやすいまちづくりを推進 し、子どもの健やかな成長を願っ て、小学校就学前までの乳幼児（ 通院・入院）、小中学生(入院)の 医療費の一部を助成し、子どもの 福祉の増進を図る。	107,958件	103,493件		これまでの医療費助成に加え、小・中 学生の外来も医療費を助成する。	小学生就学 前までの乳 幼児（通院 ・入院）、 小中学生 （入院）	継
幼稚園での預かり保育実施 （全園） 【H19～】 こども課	公立幼稚園に対する社会的な要請 や保護者ニーズの高まり、アンケ ート調査結果等に基づく、「子ど もたちの確かな学力育成のための 検討委員会」からの第1次報告を 踏まえて平成19年度から実施	【P4に掲示のため省略】					継

参加型子ども安全研修 【H17～】 教育指導課	児童が危機に直面した時、大声で「いや」と言ったり、逃げたりする力を育成し、安全意識や被害防止能力を高めるため、CAPプログラムを活用し、被害者にもならない、加害者にもならない、また傍観者にもならないという子どもの育成を目指す。	【P4に掲示のため省略】					継
特別支援教育支援員派遣事業 【H19～】 教育指導課	発達障害や身体的障害等、特別な支援を必要としている児童に対して、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任と連携を図りながら支援する。	【P4に掲示のため省略】					継
いじめ対策会議 【H7～】 教育指導課	学校、家庭及び地域社会が連携し、児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健康やかな成長に寄与する。	【P6に掲示のため省略】					継
規範意識醸成のための啓発用チラシ 【H12～】 教育指導課	いじめ問題解決を含む啓発用チラシを、市内の保育園、幼稚園、小中学校を通じて家庭に配布する。	【P3に掲示のため省略】					継
メールによる不審者情報の提供 【H16～】 教育指導課	不審者情報を従来のファックスに加え、メールで提供することにより、保護者、地域住民による子どもへの安全指導や見守り活動をより活性化し、児童生徒の安全確保を図る。	【P4に掲示のため省略】					継
金鶏の杜委苑自主事業 【H15～】 高齢施策課	1. 子どもと高齢者の相互交流 2. 高齢者の健康づくりと生きがい対策事業	前年度同様に実施	前年度同様に実施		前年度同様に実施	高齢者 中学生以下	継
鹿ノ台交流スペース運営助成事業 【H18～】 高齢施策課	高齢者及び母子等の交流の場である鹿ノ台交流スペースの運営に対し助成する。	【P35に掲示のため省略】					廃止
次世代育成支援行動計画の推進 【H17～】 こども課	行動計画について、総合的に進行管理し、周知を図る。	前年同様、後期行動計画の周知を図る。	子ども子育て支援事業計画と合わせ、後期行動計画の周知を図る。		前年度同様に実施	全市民 市職員	継
一時預かり事業 【H19～】 こども課	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の疾病等による緊急的な保育需要に対応する事業として実施	利用人数 あいづ生駒保育園589名利用 はな保育園 1,943名利用 学研 まゆみ保育園 1,640名利用 うみ保育園 1,346名利用 あいづ老分保育園 261名利用 ソフィア東生駒保育園 137名利用 いちぶちどり保育園 694名利用	保育所7園で実施予定。	保育所持機児童時の利用に伴う増加		満1歳以上の未就学児童	継

学童保育所延長保育の実施 【H19～】 こども課	就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、学童保育所の保育時間を延長する。	【P35に掲示のため省略】					継
休日保育事業 【H21～】 こども課	仕事等により休日も家庭で保育できない保護者に代わってお子さんを保育する。	延べ40名の児童が利用	前年度同様に実施		前年度同様に実施	生駒市在住で、認可、又は認可外保育所に入所している満1歳以上の未就学児童で集団保育が可能な児童	継
土曜日保育時間の延長 【H21～】 こども課	土曜日の保育時間を延長することにより家庭で保育できない保護者に代わってお子さんを保育する。	前年度同様に実施	前年度同様に実施		前年度同様に実施	生駒市立保育所在園児	継
早朝延長保育の実施 【H23～】 こども課	早朝保育を実施することにより家庭で保育できない保護者に代わってお子さんを保育する。	公立保育所4園、私立保育所7園で早朝延長保育を実施	前年度同様に実施		前年度同様に実施	生駒市立保育所在園児	継
食育推進事業 【H19～】 健康課	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する事業を行うための計画を策定	・「みんなで食を楽しめるまちいこま」をスローガンに、前年度からの食育啓発活動の継続実施。 ・「わ食の日」の普及啓発。 ・妊娠期から幼児期、学童、成年期、または壮年期の各ライフステージに応じた教室やイベント(催し)におけるチラシ配布、ポスター・パネル掲示による啓発活動 ・働き盛り世代を対象とした食育活動(職域における食育活動) ・小学生メニューコンテストを実施し、小学生への食の啓発を図る。	・「みんなで食を楽しめるまちいこま」をスローガンに、前年度からの食育啓発活動の継続実施。 ・「わ食の日」の普及啓発。 ・妊娠期から幼児期、学童、成年期、または壮年期の各ライフステージに応じた教室やイベント(催し)におけるチラシ配布、ポスター・パネル掲示による啓発活動 ・働き盛り世代を対象とした食育活動(職域における食育活動) ・小学生メニューコンテストを実施し、小学生への食の啓発を図る。 ・生駒の伝統料理の普及啓発		・「みんなで食を楽しめるまちいこま」をスローガンに、前年度からの食育啓発活動の継続実施。 ・「わ食の日」の普及啓発。 ・妊娠期から幼児期、学童、成年期、または壮年期の各ライフステージに応じた教室やイベント(催し)におけるチラシ配布、ポスター・パネル掲示による啓発活動 ・働き盛り世代を対象とした食育活動(職域における食育活動) ・小学生メニューコンテストを実施し、小学生への食の啓発を図る ・生駒の伝統料理の普及啓発(広報いこまへの連載)	全市民 市内通勤通学者	継
スクールボランティア事業 (学校支援地域本部事業) 【H18～】 教育総務課	子どもたちがよりよい学習環境の中で、安心して校園生活が送れるよう、地域の方々にスクールボランティアとして登録していただき、校園活動に参加していただく。また、平成20年度から22年度までは、3カ年の文科省パイロット事業として、「学校支援地域本部事業」を実施した。(H20は、小・中のみ)	【P6に掲示のため省略】					継
青色回転灯つき公用車の配置 【H19～】 教育総務課 生涯学習課	子どもを犯罪から守るための見守り活動を行うため、市所有の公用車を青パトとして登録し、登下校時の安全を確保する。	【P3に掲示のため省略】					継

地域ぐるみの児童生徒健全育成事業 【S59～】 教育指導課	学校、家庭及び地域社会の関係機関がー丸となって、児童・生徒の健全育成に向けて取り組む。	7つの中学校区で親子のふれあい、地域のふれあいを深めるため「ふれあい交流会」「親子ふれあい教室」や地域の子どもも大人もみんなが協力した清掃活動など工夫し活動した。また、交通安全指導やあいさつ運動などに日常的に取り組み、地域の実態や課題に沿って健全育成活動を推進した。	7つの中学校区で子どもの見守り活動、交通安全、あいさつ運動などに取り組み、地域の実態や課題に沿って健全育成活動を推進する。		前年どおり実施予定	全市民	継
学びのサポーター派遣事業 【H19～】 教育指導課	学校の取組を支援し学校教育の充実に役立てることを目的とする学びのサポーターが、 1 各教科学習の指導補助 2 学力補充のための指導補助 3 学校行事の指導補助 4 クラブ・部活動の指導補助 5 障害のある子の介助 6 情報教育の指導補助 7 適応指導教室の指導補助 8 放課後学習指導 9 長期休業中の学習指導にあたる。	【P5に掲示のため省略】					継
青少年指導活動事業 【S47～】 生涯学習課	青少年を非行から守り、健全に育成するための事業を行う。 ・巡回指導 ・有害環境の浄化 ・広報啓発活動 ・健全育成の資料収集 ・研修、情報交換活動 ・関係機関との連絡調整	【P26に掲示のため省略】					継
青少年健全育成活動 【H7以前～】 生涯学習課	地域リーダーの養成、野外活動リーダーの養成、青少年ボランティア活動の促進、青少年健全育成団体助成等を行う。	○ジュニアリーダー研修会（小学5年生） 8回開催 ○リーダー研修会（小学6年生） 15回開催 ○生駒あすなろ会 ・定例会 4回 ・派遣活動 3回 ・役員会 随時 ○青少年健全育成団体助成	○ジュニアリーダー研修会（小学5年生） 8回開催 ○リーダー研修会（小学6年生） 15回開催 ○生駒あすなろ会 ・定例会 4回 ・派遣活動 6回 ・役員会 随時 ○青少年健全育成団体助成		○ジュニアリーダー研修会（小学5年生） 8回開催 ○リーダー研修会（小学6年生） 15回開催 ○生駒あすなろ会 ・定例会 4回 ・派遣活動 6回 ・役員会 随時 ○青少年健全育成団体助成	市内青少年	継
子どもイベント情報 【H12～】 生涯学習課・関係各課	子ども向きイベントの情報を生駒市のホームページに随時掲載し、地域における様々な子どもの体験活動を充実させる。	【P17に掲示のため省略】					継
子どもの居場所づくり 【H19～】 生涯学習課	国の委託による地域子ども教室推進事業の終了後、夏休み期間中のみ市の単独事業として実施。また、独自で活動を続ける団体を支援する。	○いこまっこチャレンジ教室 6回開催	○いこまっこチャレンジ教室 5回開催		前年どおり実施予定	小学生	継

放課後子ども教室推進事業 【H19～】 生涯学習課	子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもたちのための安全・安心な活動拠点（居場所）を確保する。	俵口小学校にて毎週月曜日実施 真弓小学校にて毎週木曜日実施 生駒東小学校にて毎週火曜日実施	俵口小学校にて毎週月曜日実施予定 真弓小学校にて毎週木曜日実施予定 生駒東小学校にて毎週火曜日実施予定		H28年度からこども課へ 俵口小学校にて毎週月曜日実施 真弓小学校にて毎週木曜日実施 生駒東小学校にて毎週火曜日実施 老分小学校にて毎週金曜日実施	小学生	継
地域子育て支援拠点運営 【H26～】 子育て支援総合センター ↑ 【H10～】 こども課	地域の子育て家庭を支援するため、相談・指導・園庭開放・子育てサークル支援・定期的に教室の開催などを実施する。	【P24に掲示のため省略】					継
みっきランドの運営 【H26～】 子育て支援総合センター ↑ 【H16～】 こどもサポートセンター ゆう	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育て不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	【P24に掲示のため省略】					継
教育相談 【S61～】 教育指導課	児童、生徒及び保護者等に対する様々な教育に対する相談に応じ助言する。	【P3に掲示のため省略】					継
スクールカウンセラー活用事業 【H7～】 教育指導課	児童、生徒に関する問題の解決のため、学校におけるカウンセリング等の充実を図るとともに、教育相談体制を整備する。	【P3に掲示のため省略】					継
適応指導教室 【H13～】 (H16より現：教育支援施設にて実施) 教育指導課	心理的または情緒的な原因等により、登校できない児童生徒を対象に、学校生活への復帰を援助する。	【P3に掲示のため省略】					継
特別支援教育相談 【H18～】 教育指導課	市内小・中学校に在学する児童生徒の発達障害を早期に発見し、適切な就学や発達支援を行うための教育相談体制を整える。	【P4に掲示のため省略】					継
就学前教育相談 【H17～】 教育指導課	特別に支援を必要とする幼児の生活や就学に関することを中心に、就学前教育相談員や就学指導委員が教育相談を実施する。生駒市在住の就学前の幼児又は4歳児とその保護者及び関係者を対象。相談担当者3名が1チームとなり、幼児担当と保護者担当に分担し、相談に当たる。	【P4に掲示のため省略】					継

家庭児童相談事業 【H7以前～】 こどもサポートセンター ゆう	家庭相談員5名で対応(内3名は常勤) 児童の性格、生活習慣、学校生活、家庭関係、心身障害、虐待、非行など児童に関するあらゆる相談に応じる。	【P23に掲示のため省略】					継
子育て短期支援事業 【H26～】 子育て支援総合センター ↑ 【H8～】 こども課	ショートステイ 保護者が疾病、社会的な事由等により一時的に家庭における養育に困難を生じる児童を対象に、原則として7日以内の期間、施設において養育する。 トワイライトステイ 保護者が仕事等の事由により平日の夜間又は休日に児童を養育することが困難となった家庭の児童を対象に生活指導や食事の提供等を行う。	【P28に掲示のため省略】					継
ファミリー・サポート事業 【H26～】 子育て支援総合センター ↑ 【H13～】 こどもサポートセンター ゆう	子育て支援の一環として、保育園などへの送迎をお願いしたい人や、保護者の急用・体調不良などの場合に子どもを一時的に預けたい人(依頼会員)と、預かる人(援助会員)をコーディネートし、活動を支援する事業	【P23に掲示のため省略】					継
要保護児童対策地域協議会の運営 【H19～】 ↑ 子どもセイフティ・サポート会議の運営 【H17～】 こどもサポートセンター ゆう	深刻化する児童虐待に対応するため、児童虐待に関係する機関及び団体が、それぞれの専門知識、機能、組織力等を発揮し、相互に連携するため児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、生駒市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止に努める。	全体会 1回/年 実務者会議 24回/年 個別ケース検討会議 240回/年	代表者会議(全体会) 1回/年 実務者会議 24回/年 個別ケース検討会議 266回/年		前年度同様に実施	要保護児童関係機関	継
子育て支援ボランティア講座 【H26～】 子育て支援総合センター ↑ 【H18～】 こどもサポートセンター ゆう	急激な社会の変化は、都市化、核家族化をうみ出し、少子化、離婚の増加、若者の引きこもりなど、多くの問題を生じさせている。事態への打開には、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近にいるなど、社会における子育て支援機能の充実が望まれる。こうしたことから、子育てのリーダー的存在となる人材を養成するための講座を開催し、子育て支援総合センターにおける事業への参画や、地域における子育て支援の核となる人づくりを目指す。	【P30に掲示のため省略】					継

体調不良児対応型病後児保育 【H20～】 こども課	保育園通園中の児童が、体調不良になった場合、当該園に付設された専用の場所で保育を行う。	利用人数 市内民間保育園計964名利用	利用人数 市内民間保育園計941名利用		前年度同様に実施	保育園児 (はな保育園、登美ヶ丘駅前ビュア保育園、学研まゆみ保育園、ソフィア東生駒保育園、いちぶちどり保育園在園児)	継
3歳児保育の全員受け入れ 【H20～】 こども課	H20から段階的に3歳児保育の全員受け入れを行い、H21には完全受け入れを実施	【P6に揭示のため省略】					継
「こんにちは赤ちゃん」事業 【H20～】 健康課	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、不安解消や支援の必要な家庭に対する適切なサービス提供等のサポートを行う。 関連事業 ＊ブックスタート事業(図書館)	【P35に揭示のため省略】					継
乳幼児を持つ世帯のための防災知識の普及啓発事業と防災用品の備蓄 【H27】 危機管理課 【H28】 防災安全課	①乳幼児を持つ世帯向けの防災パンフレットの作成 ②乳幼児を持つ世帯向け防災用品備蓄(授乳室用パーテーション) ③乳幼児を持つ世帯向け防災用品備蓄(乳幼児用簡易ベッド) ④自主防災会への乳幼児世帯向け防災備品の購入補助	【P35に揭示のため省略】					新
ユニバーサルキャンプin生駒 【H27～】 生涯学習課	年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化の違いに関わらず、ダイバーシティ(多様性)の視点に立ち、「みんなが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指すことを目的とした交流イベント	【P36に揭示のため省略】					新

4 高齢者

高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開するとともに、高齢者が社会を支える重要な一員として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送り、社会活動にも積極的に参加するなど豊かに生きられる社会の実現を目指します。

ア 高齢者の人権についての理解と認識の促進

イ 健康づくりの推進

ウ 総合的な支援サービスの提供

エ 安心して暮らせる生活環境の整備

オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

カ 地域ぐるみで支えるケア体制の充実

キ 高齢者の権利擁護の充実

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
福祉出前講座 【H16～】 社会福祉協議会	車いす、アイマスク体験、手話講習、高齢者福祉、ボランティア活動の講演会などにより、障がい者・高齢者への理解を深め、福祉活動を育てるきっかけづくりを目的として行う。	前年度同様に実施	前年度同様に実施		前年度同様に実施	小中学校 各種団体	継
公共施設の分煙 【H15～】 人事課	受動喫煙防止に必要な措置を求める「健康増進法」の施行及び「健康いこま21計画」における禁煙に向けた取り組みを踏まえ、不特定多数の人が利用する公共施設について、非喫煙者に対する受動喫煙への健康影響や不快感を排除又は減少させるため、分煙対策を推進する。 分煙対策（平成15年7月20日～） ・全公共施設は、喫煙コーナー及び公共施設屋外の喫煙場所を除き禁煙 ・公用車も禁煙	例年どおり実施	例年どおり実施		前年度同様に実施	全市民 市職員	継
足湯施設管理事業 【H17～】 高齢施策課	小瀬福祉ゾーン内において、市民の健康増進を図るため、天然温泉を利用した「歓喜の湯足湯」を憩いの場、交流の場として、提供している。	例年どおり実施	例年どおり実施		前年度同様に実施	全市民	継
介護予防事業 (出前講座) 【H7以前～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	管理栄養士、歯科衛生士、運動指導士等が老人会や地域サロン等に出向き、介護予防のために必要な情報の啓発活動を行う。	延べ派遣回数・延べ参加者数 353回 5,889人	延べ派遣回数・延べ参加者数 369回 6,892人		前年度同様に実施	概ね10人以上の高齢者で構成されるグループ	継

介護予防事業 (機能訓練事業一わくわく教室) 【H12～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	閉じこもりを防ぎ、生き生きとした生活が送れるようになることを目的にボランティアグループが運営している。 1ヶ月に1回程度、レクリエーションを中心とした内容で楽しいひとときを過ごす。	市内8ヶ所 9教室 延べ開催回数 108回 延べ参加者数 2,063人	市内8ヶ所 9教室 延べ開催回数 108回 延べ参加者数 2,029人		前年度同様に実施	高齢者で外出の機会が少なく閉じこもりがちな者等	継
介護予防教室 (在宅介護支援センター→地域包括支援センター主催) 【H16～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	「介護予防」の必要性や地域での支え合いによる早期の介護予防となる活動などの紹介、相談などが気軽にできるよう地域に出向き教室を開催する。	91回開催 延べ2,022人参加	95回開催 延べ2,126人参加		前年度同様に実施	高齢者及びその家族など	継
外国人高齢者特別給付金 【H7～】 高齢施策課	大正15年4月1日以前生まれの無年金の外国人または外国人であった人に、給付する。 (受給資格制限あり)	月額20,000円給付 給付件数 2件	月額20,000円給付 給付件数 2件		月額20,000円給付 給付予定件数 2件	高齢の外国人住民	継
ケアマネジャーの指導・支援 【H12～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	高齢者が住み慣れた地域で安心して継続した生活が送れるよう、包括的継続的な支援体制を構築する。	【P27に掲示のため省略】					継
家族介護用品支援支給事業 【H12～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	在宅で常時失禁状態にある要介護3～5の低所得の高齢者に対して紙おむつを支給する。	支給対象 92人	支給対象 114人		支給対象見込 100人	要介護高齢者	継
「食」の自立支援事業 【H12～】 配食サービス事業 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	一人暮らしの高齢者、及びそれに準じる世帯等で低栄養状態にある方に対し、協議の上、栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否の確認を行う。	実利用人数 35人 食数 4,007食	実利用人数 24人 食数 3,528食		利用人数見込 24人 食数見込 5,600食	一人暮らしの高齢者等	継
介護サービス利用者支援事業 【H13～】 介護保険課	介護サービスの利用者のうち低所得者の自己負担分を市独自で軽減する事業	4,219,865円	5,323,000円	対象者の自然増	5,362,996円	介護保険認定者で非課税世帯の方	継
介護給付費通知の発送 【H17～】 介護保険課	介護保険のサービス利用者に対して、定期的に利用状況と通知し、利用サービスの内容及び利用者負担額等の確認を行うことにより、介護サービス利用の適正化を進める。	介護給付費通知の送付 (年2回) 件数 9月 3,828通 3月 3,828通	介護給付費通知の送付 (年2回) 件数 9月 3,893通 3月 3,835通	利用状況の通知を年2回送付から年4回に増やすことにより、介護サービス利用の適正化をさらに進める。	介護給付費通知の送付 (年4回) 件数 6月 4,100通 9月4,100通 12月 4,100通 3月4,100通	介護保険のサービス利用者	継

車いす、老眼鏡の設置 【H7以前～】 総務課、市民課、高齢施策課、議会事務局、選管事務局ほか	高齢者や身体障がい者に配慮し、庁舎内に車いす、老眼鏡を設置するとともに、議場、選挙時の投票所に車いす用スロープの設置を行っている。	破損した老眼鏡の補充を行うなど、設置されている老眼鏡及び車いすの適正な管理を行った。	破損した老眼鏡の補充を行うなど、設置されている老眼鏡及び車いすの適正な管理を行った。		前年度同様に実施	高齢者障がい者等	継
庁舎内ローカウンター（車いす対応型）の設置 【H11～】 総務課	高齢者、障がい者をはじめすべての来庁者に対し、快適に窓口を利用していただけよう必要な場所にはレイアウト変更時等に随時ローカウンターを設置する。	窓口業務のある部署からの要望等に基づいて設置していく。	窓口業務のある部署からの要望等に基づいて設置していく。		前年度同様に実施	全市民	継
鹿ノ台交流スペース運営助成事業 【H18～】 高齢施策課	高齢者及び母子等の交流の場である鹿ノ台交流スペースの運営に対し助成する。	【P35に掲示のため省略】					廃止
高齢者ひとり暮らし実態把握業務 【H7以前～】 高齢施策課	一人暮らしの高齢者の生活状況及び身体状況の実態を把握し、地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の強化を行うとともに、必要に応じ福祉サービスの紹介、導入の手だてとする。（調査方法は、民生委員の個別訪問による実態把握）	【P27に掲示のため省略】					継
緊急通報システム 【H7～】 高齢施策課	高齢者や身体障がい者の一人暮らし（緊急性の高い疾患があり、加療中の方）等の方に緊急通報装置を貸与し、利用者に緊急事態が発生したときに、あらかじめ組織された地域支援体制により、利用者の安全を確保する。	新規設置台数 5台 年度末時点設置台数 109台	新規設置台数 11台 年度末時点設置台数 74台	平成28年度からのシステム変更に伴い意向確認をしたところ、機器不要の方が多くおられ、機器を撤去したため。	前年度同様に実施	一人暮らしの要援護高齢者身体障がい者等	継
徘徊高齢者及び知的障害者等位置情報提供システム 【H11～】 高齢施策課	認知症の徘徊高齢者や知的障がい者等のいる世帯に対し、位置検索専用端末機を貸与し、当該高齢者等が行方不明になったときに位置情報を提供することにより、高齢者等の安全の確保及び家族等の負担の軽減に資する。	新規設置台数 3台 年度末時点設置台数 6台	新規設置台数 0台 年度末時点設置台数 6台		前年度同様に実施	認知症高齢者、知的障がい者等	継
点字広報・声の広報発行业業 【H12～】 障がい福祉課	重度視覚障がい者またはそれと同等の高齢者に対し、音訳または点訳された「広報いこま」を自宅へ送付する。	【P17に掲示のため省略】					継
交通対策事業 （高齢者に対する交通安全指導） 【H6～】 【H28～】 生活安全課 防災安全課	春・秋の交通安全市民運動期間中に高齢者を中心に交通安全指導を行う。	春の交通安全市民運動 4月6日～4月15日 秋の交通安全市民運動 9月21日～9月30日	春の交通安全市民運動 5月11日～5月20日 秋の交通安全市民運動 9月21日～9月30日		春の交通安全市民運動 4月6日～4月15日 秋の交通安全市民運動 9月21日～9月30日	高齢者等	継

都市計画道路 【H5～25】 土木課	高齢者、障がい者等すべての人にとって安全かつ快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差をなくすなどの配慮をする。視覚障がい者の利用に配慮した誘導用床材または注意喚起用床材の施設を整備する。 谷田大路線（H6～H22） 松ヶ丘通り線（H5～） 鹿畑駅前線（第2工区）（H24～H25）	※対象路線 該当なし	※対象路線 該当なし	谷田大路線、鹿畑駅前線（第2工区）、松ヶ丘通り線とも都市計画道路事業として終了。	一	全市民	済
生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業 【H8～】 地域整備課 【H26～】 都市計画課	生駒駅前北口第二地区の市街地再開発事業を進めるに際し、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例やハートビル法に基づき、身体障がい者対応の駐車場、トイレ、エレベーター、点字ブロック、スロープなどを設置することによるバリアフリー化に努め、身体障がい者をはじめ高齢者や妊産婦等にとってもより利便性の高い施設の整備を目指す。	平成26年4月 施設棟「ベルテラスいこま」 グランドオープン 平成26年10月 再開発組合解散	一		一	全市民	済
建築物のバリアフリー化推進事業 ①「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」関連 【H8～】 ②「バリアフリー法」関連 【H15～】 建築課 ＊バリアフリー法（「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）	①条例で制定された特定施設（公共的施設のうち規則で定めるもの）の届出の受理及び指導、助言等を県から事務委任され、平成8年4月1日より対応している。また、啓発活動として、奈良県作成のパンフレット等を窓口置き、設計事務所や市民へのPRを行っている。 ②バリアフリー法で規定された特定建築物等（多数の者が利用する政令で定める建築物等）の認定及び指導、助言等をする。認定の申請をされた特定建築物等の建築等の計画が「建築物移動等円滑化基準」（高齢者、障がい者等が円滑に移動等できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関し国土交通省で定める基準）に適合する場合に認定する。また、国土交通省監修のパンフレットを窓口置き、設計事務所や建築主等へのPRを行っている。	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 ・設置届（第14条）： 6件 ・完了届（第16条）： 12件 ②一定規模以上の特定建築物の認定 申請： 1件	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 ・設置届（第14条）： 14件 ・完了届（第16条）： 6件 ②一定規模以上の特定建築物の認定 申請： 0件	平成27年度に特定施設の建築着工が多かったため	①奈良県住みよい福祉のまちづくり条例で制定された特定施設（公共的施設のうち規則で定めるもの）の届出の受理及び指導、助言等 ②バリアフリー法で規定された特定建築物等（多数の者が利用する政令で定める建築物等）の認定及び指導、助言等	全市民	継

住宅施設整備事業 【H12～】 営繕課	市営住宅（元町、第2元町、緑ヶ丘、小平尾桜ヶ丘）の共用部分等においてスロープ・階段手摺等を設置するとともに、浴室改修が必要な市営住宅においてまたぎ高さの高い浴槽をユニットバスに入れ替えるなどバリアフリー化を推進する。	・市営緑ヶ丘、第2元町住宅 ユニットバス設置	実施なし		予定なし	施設利用者	継
公園施設改修工事 【H7以前～】 みどり公園課	公園施設の改修に際し、障がい者等に支障がないようバリアフリー化に努める。	予定なし	・萩の台第2公園 エントランス改良 階段手摺設置 園路舗装改修		予定なし	全市民	継
市内公園楽々アプローチ事業 【H14～】 みどり公園課	市内公園入りの段差解消やスロープ化、階段の手すりの設置を行う。	・東生駒南第4公園 エントランス段差解消 階段手摺設置 ・東生駒南第5公園 エントランス段差解消 階段手摺設置 ・東生駒南第6公園 エントランス段差解消 階段手摺設置	・喜里が丘第1公園 エントランス段差解消 ・喜里が丘第2公園 エントランス段差解消 園路勾配修正 ・喜里が丘第3公園 エントランス段差解消 階段手摺設置		・萩の台第4公園 階段手摺設置 ・萩の台第5公園 階段手摺設置 ・萩の台さつき公園 エントランス段差解消 ・真弓第1緑地 階段手摺設置	全市民	継
大活字本、録音図書のコーナーの設置 図書館【S62～】 南分館【H10～】 北分館【H14～】 鹿ノ台ふれあいホール図書室 【H7～】 生駒駅前図書室 【H26～】	細かい文字を読むのがつらい方のために、大きな字の本や拡大読書器、老眼鏡、虫眼鏡を設置している。また録音図書を集めたコーナーを常設している。	【P18に掲示のため省略】					継
一人暮らしの高齢者宅等防火訪問 【H7以前～】 消防本部予防課	火災が発生した場合、犠牲となりやすい一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、防火等について指導、相談等を実施する。 （対象世帯） 原則75歳以上の高齢者一人暮らし世帯及び65歳以上の高齢者一人暮らしで民生委員等を通じて、報告を受けた世帯	【P26に掲示のため省略】					継
老人憩の家運営管理事業 【S46～】 人権文化センター	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る。	834人	481人		前年度同様に実施予定	高齢者	継

敬老の日の贈り物 (米寿・白寿) 【H2～】 高齢施策課	当該年中に満88歳(米寿)を迎える人に祝状を、当該年度中に満99歳(白寿)を迎える人に対し祝品を贈呈する。	対象者 米寿 449人 白寿 26人	対象者 米寿 393人 白寿 39人		対象者 米寿 485人 白寿 45人	高齢者	継
高齢者団体等活動促進事業 【H2～】 高齢施策課	おおむね60歳以上で構成される15人以上の団体が、平日に金鷲の杜倭苑を利用して交流会等を開催する場合、バスで送迎する。	金鷲の杜倭苑へのバス送迎事業 利用団体 延べ34団体	金鷲の杜倭苑へのバス送迎事業 利用団体 延べ47団体		金鷲の杜倭苑へのバス送迎事業 利用団体見込 延べ45団体	高齢者団体	継
高齢者団体等活動促進事業(利用券) 【H2～】 高齢施策課	ふれあいセンター及び金鷲の杜倭苑浴場利用券交付 (60歳以上の市民に入浴利用券の交付)	交付件数 43件	交付件数 46件		交付件数見込 45件	高齢者	継
シルバー人材センター運営補助事業 【H5～】 高齢施策課	おおむね60歳以上の高齢者に、臨時的、短期的な軽作業や管理業務などの仕事を世話するシルバー人材センターに対し助成し高齢者の社会参加と生きがいを促す。	会員数 男性 576人 女性 218人 計 794人	会員数 男性 566人 女性 220人 計 786人		会員数見込 男性 566人 女性 220人 計 786人	高齢者	継
老人クラブ活動助成 【H7以前～】 高齢施策課	高齢者が自ら趣味活動や社会活動を行うために、地域毎にグループを作り、その連合体である老人クラブ連合会に対し助成を行い、生きがいと健康づくりを図り、長寿社会づくりに資する。	・60クラブ ・会員数 5,253人 ・校区親善ゲートボール大会等実施	クラブ数 54クラブ 会員数 5,007人 校区親善ゲートボール大会等実施		クラブ数見込 54クラブ 会員数見込 5,007人 校区親善ゲートボール大会等実施予定	高齢者	継
高齢者交通費助成事業 【H8～】 高齢施策課	70歳以上の高齢者の社会参加等のために、交通費等の一部を助成することにより生きがいのある活動を促進する。(一人あたり1万円相当のバス、電車、タクシー乗車券、生駒ケーブル利用券を交付)	対象 21,247人 実績 20,396人	対象 21,788人 実績 20,872人		対象 22,705人	高齢者	継
RAKU-RAKUはうす管理 【H13～】 高齢施策課	高齢者が、明るく生きがいのある生活をしてもらえるよう、気軽に集え自由に楽しく交流できる憩いの場を提供する。	利用者数 18,158人	利用者数 10,617人	H27.7.1より、使用料の徴収を開始したため。	利用者数見込 12,000人	高齢者	継
金鷲の杜倭苑自主事業 【H15～】 高齢施策課	1. 子どもと高齢者の相互交流 2. 高齢者の健康づくりと生きがい対策事業	【P38に掲示のため省略】					継
福祉センター事業 【H2～】 障がい福祉課	障がい者(児)や高齢者、健常者のふれあいの場、相互理解の場として、創作的活動、機能訓練や社会適応訓練、福祉相談などの各種事業を行う。	主催行事 ハイキング、ミニスポーツ大会 各種講座 初級手話講習会、音訳講習会 教室 やきもの、書道、絵画 他	主催行事 ハイキング、ミニスポーツ大会 各種講座 初級手話講習会、音訳講習会 教室 やきもの、書道、絵画 他		主催行事 ハイキング、ミニスポーツ大会 各種講座 初級手話講習会、音訳講習会 教室 やきもの、書道、絵画 他	高齢者 障がい者	継

保健・体育の振興活動 (老人クラブ連合会) 【H7以前～】 社会福祉協議会	県が老人クラブに助成して行われる「健康づくり事業」で老人の親睦と健康づくりを目指す。	7月15日 ・カローリング競技会 9月9日 ・グラウンドゴルフ大会 10月8日 ・ペタンク競技会 3月4日 ・体力測定講習会 前年度同様に実施	6月10日 ・カローリング競技会 9月15日 ・グラウンドゴルフ大会 10月7日 ・ペタンク競技会 2月26日、29日、3月4日 ・体力測定講習会 前年度同様に実施		6月8日 ・カローリング競技会 9月13日 ・グラウンドゴルフ大会 10月5日 ・ペタンク競技会 2月～3月 3回実施 ・体力測定講習会 前年度同様に実施	老人クラブ 連合会会員	継
地域福祉権利擁護事業 【H13～】 社会福祉協議会	判断能力が不十分なため適切な福祉サービスを利用することができない人への援助を行う。					高齢者 知的障がい者 精神障がい者	継
介護予防事業 高齢者体操教室一のびのび教室 【H18～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	転倒予防のための体操や椅子に座ってできる体操、家でできる簡単体操などを、運動指導士が紹介する教室	地域型：市内23教室 公民館型：184回開催 延べ参加者数 6,572人	地域型：23教室 公民館型：183回 延べ参加者数：6,570人		前年度同様に実施	概ね65歳以上の高齢者	継
介護予防事業 (生活機能評価) 【H20～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	高齢者が住みなれた地域社会の中で、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、生活機能(心身機能及び日常生活を送る機能全体)の低下のおそれの高い虚弱な高齢者を早期に見発見することを目的とする。 「基本チェックリスト」を実施し、低下がみられる者(旧：二次予防事業対象者)を早期に見発見し、介護予防事業へとつなげる。	基本チェックリスト実施数 24,252人 生活機能検査受診者数 161人 二次予防事業対象者発生数 4,026人	基本チェックリスト実施数 7,691人 生活機能検査受診者数 8人 基本チェックリストにおいて低下がみられる者 2,317人	基本チェックリストの実施者は、平成27年度から対象者の年齢が65歳から75歳に引き上げられたため。また、生活機能検査については、主治医(かかりつけ医)のいない者のみを支援としたため。	前年度同様に実施	75歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者	継
認知症サポーター養成講座 【H21～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	増加傾向にある認知症への正しい理解と知識を深めるため、認知症サポーターの養成講座を実施する。	養成講座回数 34回 延べサポーター数 1,120人	養成講座回数 31回 延べサポーター数 840人	従来の希望団体への実施の為、前々年度並みに減少	前年度同様に実施	全市民	継
「まごころ収集」 (高齢者世帯等ごみ戸別収集)の実施 【H20～】 環境保全課	ごみ集積所へのごみの排出が困難な高齢者・障がい者等の世帯に対し、戸別収集を実施し負担の軽減を図るとともに、安否確認等在宅生活の支援を推進する。	利用者世帯のごみを週一回収集し、収集時に安否確認を行う。 年度末利用世帯数 151世帯	前年度同様に実施 平成28年4月20日現在 157世帯		前年度同様に実施	高齢者 障がい者	継
認知症総合支援事業 (認知症市民公開講座) 【H27～】 高齢施策課	認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、有識者を招き、認知症の方に対する支援方法等の講座を、市民に向け開催する。	-	実施回数 1回		実施予定回数 1回	全市民	新

認知症総合支援事業 (認知症地域支援推進員の配置) 【H27～】 高齢施策課	地域で認知症の方やその介護者を支えるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談業務の充実などを展開する。	-	配置人数 1人		配置人数 1人	運営を委託する社会福祉法人等	新
在宅医療・介護連携の推進 (介護予防に関するアセスメント作成会議) 【H26～】 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	住み慣れた地域で生活が継続できるよう、退院支援など介護と医療の連携体制の構築を目指し、総合事業に係るアセスメントを作成会議を通し確定させる。	実施回数 3回	実施回数見込 2回		未定	アセスメント作成委員	継
ユニバーサルキャンピングin生駒 【H27～】 生涯学習課	年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化の違いに関わらず、ダイバーシティ(多様性)の視点に立ち、「みんなが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指すことを目的とした交流イベント	【P43に掲示のため省略】					新
「耳で楽しむ本の会」の開催 【H27～】 図書館	文字から情報を得ることが困難な人と読書の楽しみを分かちあうために、小説、エッセイ等を図書館声のボランティアが音読する。		11回、343人参加 (4/11, 5/9, 6/13, 7/11, 9/13, 10/10, 11/14, 12/12, 1/9, 2/13, 3/12) 出前耳で楽しむ本の会、4回、60人参加		前年度同様に実施	高齢者、障がい者	継
本の宅配サービスの実施 鹿ノ台ふれあいホール図書室 【H26～】 図書館【H27～】 南分館、北分館、生駒駅前図書室 【H28～】	高齢、障がい等で図書館へ来館が困難な人に対して、ボランティアが自宅まで本を宅配する。	97回実施	187回実施		前年度同様に実施	高齢者、障がい者	継
出前おはな会の実施 【H27～】 鹿ノ台ふれあいホール図書室	高齢者向けのおはなし会を高齢者対象施設等で実施する。	-	11回、173人参加		前年度同様に実施	高齢者	継
「図書館声のボランティア養成講座」の開催 【H26～】 図書館	文字から情報を得ることが困難な人のために、録音資料の作成、対面音訳(福祉センターと協働)、読書の楽しみを分かち合う「耳で本を楽しむ会」などを行うボランティアを養成するための実践型の講座を主催。	【P29に掲示のため省略】					継
生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターの配置) 【平成28～】 高齢施策課	高齢者の生活支援・他介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター」を配置する。	-	-		配置人数 1人	運営を委託する社会福祉法人等	28新

認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援チームの配置) 【平成28～】 高齢施策課	認知症の人やその家族に早期に関わる「生駒市認知症初期集中支援チーム」を配置し、チームは複数の専門職が家族を支援するなど初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。	—	—		実施件数 24件	認知症の人やその家族	28新
救急医療情報キット配付事業 【平成27～】 高齢施策課	高齢者等に対し、救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報キットを配付することにより、救急時の迅速かつ適切な医療活動等を行える体制を整備し、市民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。	—	救急医療情報キットを配付38件 3月16日開始		前年度同様に実施	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者世帯等	新
歩行者空間整備事業 【H28～】 事業計画課	主要な生活道路において歩行者が安全で安心に通行でき、かつ本市の魅力向上につながる歩行者空間の魅力向上につながる歩行者空間	—	—		生活道路において歩行者の安全を確保する必要性の高い地域を歩行者空間整備ガイドラインを基に選定すると共に歩行者空間を確保するための検討を行う。	全市民	28新
福祉避難所 災害用備蓄の充実 【H28～】 防災安全課	市内7箇所の福祉避難所の災害時備蓄用品の充実 (梅寿荘・やすらぎの杜延寿・フォレストホーム・高山ちどり・やすらぎの杜優楽・福祉センター・かざぐるま)	—	—		7箇所×100千円	災害時福祉避難所利用者	28新

5 障がい者

障がい者が個人として尊重され、障がいのある人と障がいのない人が、共に理解し合い、共にわかちあう共生社会を築くため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者の自立とあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めます。

ア 障がい者の人権についての理解と認識の促進

イ 健康で安心して暮らせる体制の充実

ウ 総合的な支援サービスの提供

エ 安心して暮らせる生活環境の整備

オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

カ 共に学び、共に育つ施策の充実

キ 障がい者の権利擁護の充実

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
「図書館声のボランティア養成講座」の開催 【H26～】 図書館	文字から情報を得ることが困難な人のために、録音資料の作成、対面音訳（福祉センターと協働）、読書の楽しみを分かち合う「耳で本を楽しむ会」などを行うボランティアを養成するための実践型の講座を主催	【P29に掲示のため省略】					新
C I 名刺 (H12から点字様式に変更) 【H12～】 人事課	名刺に自分の名前を点字で打つことにより、障がいに対する理解を含め、ノーマライゼーションを推進する。	実施なし	実施なし		実施なし	市職員	継
知的障がい者を対象とした職員採用試験の実施 【H19～】 人事課	平成19年4月に「障害者自立支援法」が施行され、また、厚生労働大臣から知的障がい者採用の「要請書」が各自治体に送付されていること、障害者団体等の要望があることなどを踏まえ、公的団体が率先して雇用を促進するといった観点から、県内自治体の対応にも配慮し、知的障害者の採用試験を実施（H19）	実施なし	実施なし		実施なし	障がい者	継
「障がい者週間」街頭啓発キャンペーン 【H11～】 障がい福祉課 社会福祉協議会	障がい者週間（12月3日～9日）に「障がい者の完全参加と平等」「ノーマライゼーション」といった理念の普及に努めるため、市内の各地において啓発物品の配布等キャンペーンを実施する。	・街頭啓発キャンペーン実施 12月3日 ・「障害者週間」ポスター展 12月1日～4日（市役所） 12月6日～12日（福祉センター） ・片岡亮太氏の講演会など 12月6日（土）	・街頭啓発キャンペーン実施 12月3日 ・「障害者週間」ポスター展 11月27日～12月4日（市役所） 12月5日～11日（福祉センター） ・講演会など 12月5日（土）		12月3日～9日 ・街頭啓発キャンペーン実施 ・「障害者週間」ポスター展 ・講演会など	全市民	継
福祉出前講座 【H6～】 社会福祉協議会	車いす、アイマスク体験、手話講習、高齢者福祉、ボランティア活動の講演会などにより、障がい者・高齢者への理解を深め、福祉活動を育てるきっかけづくりを目的として行う。	【P44に掲示のため省略】					継

相談支援事業の実施 【H18～】 障がい福祉課	障がい者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行い、障がい者及びその家族の地域生活を支援する。	【P23に掲示のため省略】					継
特別支援教育支援員派遣事業 【H19～】 教育指導課	発達障害や身体的障害等、特別な支援を必要としている児童に対して、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任と連携を図りながら支援する。	【P4に掲示のため省略】					継
特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給 【H7以前～】 障がい福祉課	身体または精神に著しく重度で継続する障がいがある者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。	1 3 2 件	1 1 2 件		1 1 7 件見込み	心身障がい者	継
「食」の自立支援事業 【H12～】 配食サービス事業 介護保険課 【H27～】 高齢施策課	一人暮らしの高齢者、及びそれに準じる世帯等で低栄養状態にある方に対し、協議の上、栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否の確認を行う。	【P45に掲示のため省略】					継
福祉ホーム事業 【H18～】 障がい福祉課	地域での生活が困難な障がい者が日常生活に必要な支援を受けながら、低額な料金で居室その他の設備を利用することにより地域生活が継続できるよう、福祉ホーム事業を実施する。	福祉ホーム入居者数 18人	福祉ホーム入居者数 19人		福祉ホーム入居者数 22人見込み	障がい者(児)	継
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 【H25～】 障がい福祉課	小児慢性特定疾患児に対し、在宅福祉を推進するため、日常生活用具給付事業を実施し、生活の質の向上、社会参加の促進を図る。	3 件	0 件		3 件見込み	小児慢性特定疾患児	継
車いす、老眼鏡の設置 【H7以前～】 総務課、市民課、高齢福祉課、議会事務局、選管事務局ほか	高齢者や身体障がい者に配慮し、庁舎内に車いす、老眼鏡を設置するとともに、議場、選挙時の投票所に車いす用スロープの設置を行っている。	【P46に掲示のため省略】					継
庁舎内ローカウター（車いす対応型）の設置 【H11～】 総務課	高齢者、障がい者をはじめすべての来庁者に対し、快適に窓口を利用していただけるよう必要な場所にはレイアウト変更時等に随時ローカウターを設置する。	【P46に掲示のため省略】					継
ホームページのバリアフリー化 【H15～】 情報政策課	障がいを持った人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページを目指す。	【P16に掲示のため省略】					継

日常生活用具の給付・貸与 【H7以前～】 障がい福祉課	日常生活がより円滑に行われるよう、必要に応じて特殊寝台、ストマ装具等の各種用具を給付する。	1,789件	1,888件		1,950件見込み	身体障がい者	継
補装具の交付、修理 【H7以前～】 障がい福祉課	身体障がい者の日常生活を容易にするため、必要に応じて義肢、装具等の補装具の交付や修理を行う。	222件	228件		235件 見込み	身体障がい者	継
緊急通報システム 【H7～】 高齢施策課	高齢者や身体障がい者の一人暮らし（緊急性の高い疾患があり、加療中の方）等の方に緊急通報装置を貸与し、利用者に緊急事態が発生したときに、あらかじめ組織された地域支援体制により、利用者の安全を確保する。	【P46に掲示のため省略】					継
徘徊高齢者及び知的障害者等位置情報提供システム 【H11～】 高齢施策課	認知症の徘徊高齢者や知的障がい者等のいる世帯に対し、位置検索専用端末機を貸与し、当該高齢者等が行方不明になったときに位置情報を提供することにより、高齢者等の安全の確保及び家族等の負担の軽減に資する。	【P46に掲示のため省略】					継
点字広報・声の広報発行事業 【H12～】 障がい福祉課	重度視覚障がい者またはそれと同等の高齢者に対し、音訳または点訳された「広報いこま」を自宅へ送付する。	【P17に掲示のため省略】					継

建築物のバリアフリー化推進事業 ①「奈良県住みよい 福祉のまちづくり 条例」関連【H8～】 ②「バリアフリー法」関連【H15～】 建築課 *バリアフリー法（「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）	①条例で制定された特定施設（公共的施設のうち規則で定めるもの）の届出の受理及び指導、助言等を県から事務委任され、平成8年4月1日より対応している。また、啓発活動として、奈良県作成のパンフレット等を窓口に置き、設計事務所や市民へのPRを行っている。 ②バリアフリー法で規定された特定建築物等（多数の者が利用する政令で定める建築物等）の認定及び指導、助言等をする。認定の申請をされた特定建築物等の建築等の計画が「建築物移動等円滑化基準」（高齢者、障がい者等が円滑に移動等できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関し国土交通省で定める基準）に適合する場合に認定する。また、国土交通省監修のパンフレットを窓口に置き、設計事務所や建築主等へのPRを行っている。	【P47に掲示のため省略】	継
公園施設改修工事【H7以前～】 公園管理課	公園施設の改修に際し、障がい者等に支障がないようバリアフリー化に努める。	【P48に掲示のため省略】	継
市内公園楽々アプローチ事業【H14～】 公園管理課	市内公園入り口の段差解消やスロープ化、階段の手すりの設置を行う。	【P48に掲示のため省略】	継
生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業【H8～】 地域整備課 【H26～】 都市計画課	生駒駅前北口第二地区の市街地再開発事業を進めるに際し、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例やハートビル法に基づき、身体障がい者対応の駐車場、トイレ、エレベーター、点字ブロック、スロープなどを設置することによるバリアフリー化に努め、身体障がい者をはじめ高齢者や妊産婦等にとってもより利便性の高い施設の整備を目指す。	【P47に掲示のため省略】	済

学校施設の改善 【H7以前～】 教育総務課	施設の修繕・工事に際し、障がい児等が学校生活に支障のないようトイレの改修、手摺りの設置等の改善に努める。	トイレ改修 ・生駒南小学校 手摺り等設置 なし エアコン設置（特別支援学級） ・生駒南中学校	トイレ改修 ・真弓小学校 トイレ改修設計 ・鹿ノ台小学校 ・あすか野小学校 ・老分小学校 手摺り等設置 ・あすか野小学校 エアコン設置（特別支援学級） なし		トイレ改修 ・鹿ノ台小学校 ・あすか野小学校 ・老分小学校 トイレ改修設計 ・生駒台小学校 ・真弓小学校 ・生駒南第二小学校 手摺り等設置 ・生駒南小学校 エアコン設置（特別支援学級） なし	小中学校	継
大活字本、録音図書のコーナーの設置 図書館【S62～】 南分館【H10～】 北分館【H14～】 鹿ノ台ふれあいホール図書室【H7～】 生駒駅前図書室【H26～】	細かい文字を読むのがつらい方のために、大きな字の本や拡大読書器、老眼鏡、虫眼鏡を設置している。また録音図書を集めたコーナーを常設している。	【P18に掲示のため省略】					継
採用試験時の障がい者対応 【H7以前～】 人事課	障がい者が健常者と一緒に採用試験を受験できるように配慮する。（ろうあ者のいる受験教室に手話のできる職員の配置、担当職員増員等）	採用試験実施時に必要に応じて対応	例年どおり実施		前年度同様に実施	採用試験受験者	継
聴覚障がい者の傍聴にかかる手話通訳対応 【H17～】 議会事務局	聴覚障がい者の方から事前に議会傍聴したい旨の希望があれば、手話通訳派遣を依頼し、手話通訳者とともに車いす用傍聴席で傍聴できる体制をとる。	実績なし	実績なし		前年度同様実施	聴覚障がい者	継
点字による氏名掲示 【H7以前～】 選管事務局	視覚障がい者に配慮し、各投票所に点字による候補者氏名掲示を行っている。	衆議院議員選挙の各投票所（41箇所）、期日前投票所、並びに奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙並びに市長選挙・市議会議員選挙の各投票所（41箇所）、期日前投票所で実施	奈良県知事選挙・県議会議員選挙並びに市長選挙・市議会議員選挙の各投票所（41箇所）、期日前投票所で実施		参議院議員通常選挙の各投票所（41箇所）及び期日前投票所で実施	障がい者	継
福祉センター事業 【H2～】 障がい福祉課	障がい者（児）や高齢者、健常者のふれあいの場、相互理解の場として、創作的活動、機能訓練や社会適応訓練、福祉相談などの各種事業を行う。	【P49に掲示のため省略】					継

自動車運転免許取得費助成事業 【H12～】 障がい福祉課	肢体不自由または聴覚・言語障がいのために免許証に条件の付されている者に対し、免許取得のために教習に要した経費について助成する。	0件	3件		3件見込み	肢体不自由者、聴覚・言語障がい者	継
自動車改造費助成事業 【H12～】 障がい福祉課	重度肢体不自由者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際の経費について助成する。	1件	0件		1件見込み	重度肢体不自由者	継
意思疎通支援事業（手話通訳者設置事業） 【H25～】 ※H14～H24は手話通訳設置事業） 障がい福祉課	聴覚障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を推進するため、市役所内（福祉支援課内）に手話通訳者を設置する。	福祉センター内に1名設置	福祉センター内に1名設置		福祉センター内に1名設置	聴覚障がい者等	継
意思疎通支援事業（手話通訳者、要約筆記者派遣事業） 【H25～】 ※H14～H24年度手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業 障がい福祉課	聴覚障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、各種講演または聴覚障がい者等の申し出に応じ、奉仕員を派遣する。	利用件数 （手話） 267件 （要約） 43件	利用件数 （手話） 219件 （要約） 42件		利用件数見込み （手話） 230件 （要約） 45件	聴覚障がい者等	継
障がい福祉課へのメール問い合わせ 【H14～】 障がい福祉課	聴覚障がい者がFAX以外での問い合わせができるよう、開庁時にメールにより問い合わせを受け付ける。	問い合わせ件数 20件	問い合わせ件数 16件		問い合わせ件数見込み 20件	聴覚障がい者	継
障がい者等交通費助成事業 【H17～】 ※H15年度まで福祉タクシー制度 障がい福祉課	障がい者及び難病患者の社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、交通費の助成を行う。	1,790人	1,824人		1,860人見込み	身体障がい者 知的障がい者 難病患者 精神障がい者	継
地域活動支援センター事業の実施 【H18～】 障がい福祉課	障がい者が通所し、創作的活動又は生産活動を行うとともに、障がい者間の交流の場を確保するため、地域活動支援センター事業を実施する。	地域活動支援センター2箇所・NPO法人 地域活動支援センターぶろぼの ・生活支援センターコスモールいこま	地域活動支援センター2箇所・NPO法人 地域活動支援センターぶろぼの ・生活支援センターコスモールいこま		地域活動支援センター2箇所・NPO法人 地域活動支援センターぶろぼの ・生活支援センターコスモールいこま	障がい者	継
自転車駐車場の使用料減免 【S58～】 【H28～】 生活安全課 防災安全課	障がい者等に対し、定期利用料を5割減額する。	26件 62,660円	23件 50,375円		25件 60,250円	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	継
自動車駐車場の使用料減免 【H6～】 【H28～】 生活安全課 防災安全課	障がい者等に対し、自動車駐車場使用料を全額減免する。 （妊婦及び一歳児未満の乳幼児同乗者は3時間までの駐車料金を減免）	19,467件 1,417万9,400円	20,893件 1,586万9,300円		20,000件 1,520万円	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 1歳児未満の乳幼児同乗者及び妊婦	継

心身障がい者に対する市民プールの使用料減免と屋内温水プールの使用料割引設定 【H7以前～】 スポーツ振興課	心身障がい者にスポーツにふれあう機会をつくるため、市民プールの使用料を全額減免する。井出山屋内温水プールは障がい者割引を適用する。障がい児（16歳未満）は無料	【P11に掲示のため省略】					継
障がい児加配 【H17～】 こども課	幼稚園年長児（5歳児）に加え、平成17年度から新たに年中児（4歳児）にも障がい児加配として市費講師の配置を行う。	19名配置	20名配置		前年度同様に実施	幼稚園の4・5歳児	継
学びのサポーター派遣事業 【H19～】 教育指導課	学校の取組を支援し学校教育の充実に役立てることを目的とする学びのサポーターが、 1 各教科学習の指導補助 2 学力補充のための指導補助 3 学校行事の指導補助 4 クラブ・部活動の指導補助 5 障害のある子の介助 6 情報教育の指導補助 7 適応指導教室の指導補助 8 放課後学習指導 9 長期休業中の学習指導にあたる。	【P5に掲示のため省略】					継
地域福祉権利擁護事業 【H13～】 社会福祉協議会	判断能力が不十分なため適切な福祉サービスを利用することができない人への援助を行う。	【P50に掲示のため省略】					継
都市計画道路 【H5～25】 土木課	高齢者、障がい者等すべての人にとって安全かつ快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差をなくすなどの配慮をする。視覚障がい者の利用に配慮した誘導用床材または注意喚起用床材の施設を整備する。 谷田大路線（H6～H22） 松ヶ丘通り線（H5～） 鹿畑駅前線（第2工区）（H24～H25）	【P47に掲示のため省略】					終了
「まごころ収集」（高齢者世帯等ごみ戸別収集）の実施 【H20～】 環境保全課	ごみ集積所へのごみの排出が困難な高齢者・障がい者等の世帯に対し、戸別収集を実施し負担の軽減を図るとともに、安否確認等在宅生活の支援を推進する。	【P50に掲示のため省略】					継
身体障がい者を対象とした職員採用試験を実施 【H27～】 人事課	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、地方公共団体として自ら率先して障がい者の雇用を促進する観点から、身体障がい者を対象とした職員採用試験を実施	-	H27.9に採用試験を実施 受験申込 3名 最終合格 1名 (28.4.1採用予定)		H28.4より採用試験を実施中 採用枠 若干名 受験申込 8名 (H29.4.1採用予定)	身体障がい者	新

権利擁護支援センター 【H27～】 障がい福祉課	知的障がい、精神障がいや認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じる。	【P18に掲示のため省略】					新
強度行動障がい者相談支援事業 【H27～】 障がい福祉課	委託を受けた社会福祉法人等が、障害福祉サービス提供事業者や相談支援専門員等の支援者から強度行動障がい者に対する支援方法の相談指導を依頼されたときに相談指導を実施する。	-	12月1日から実施 3回 延べ4人		5回 延べ10人見込み	強度行動障がい者	新
北田原南北線道路整備工事（第1工区） 【H25～H27】 土木課	視覚障がい者の利用に配慮した誘導用床材または注意喚起用床材の施設を整備する。	-	北田原南北線道路整備工事（第1工区） 〈点字ブロック設置（一部）〉		-	全市民	終了
障がい福祉サービス費の支給 【H18～】 障がい福祉課	障害者総合支援法等で、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス費」の支給を行う。自立支援給付＋障害児施設給付＋地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、訪問入浴、福祉ホーム）	支給決定件数 ・自立支援給付 569件 ・通所給付 403件 ・地域生活支援事業 391件	支給決定件数 ・自立支援給付 550件 ・通所給付 380件 ・地域生活支援事業 340件	支給決定件数見込み ・自立支援給付 550件 ・通所給付 430件 ・地域生活支援事業 340件		障がい者（児）	継
ユニバーサルキャンパスin生駒 【H27～】 生涯学習課	年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化の違いに関わらず、ダイバーシティ（多様性）の視点に立ち、「みんなが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指すことを目的とした交流イベント	【P36に掲示のため省略】					新
鹿ノ台ふれあいホール多目的トイレ設置工事 【H27】 生涯学習課	鹿ノ台ふれあいホールに新たにユニバーサルシートのある多目的トイレを設置する	-	設置工事完了		-	全市民・施設利用者	終了
「耳で楽しむ本の会」の開催 【H27～】 図書館	文字から情報を得ることが困難な人と読書の楽しみを分かちあうために、小説、エッセイ等を図書館声のボランティアが音読する。	【P51に掲示のため省略】					継
本の宅配サービスの実施 鹿ノ台ふれあいホール図書室 【H26～】 図書館【H27～】 南分館、北分館、生駒駅前図書室 【H28～】	高齢、障がい等で図書館へ来館が困難な人に対して、ボランティアが自宅まで本を宅配する。	【P51に掲示のため省略】					継
歩行者空間整備事業 【H28～】 事業計画課	主要な生活道路において歩行者が安全で安心して通行でき、かつ本市の魅力向上につながる歩行者空間の魅力向上につながる歩行者空間	【P52に掲示のため省略】					28新

福祉避難所 災害用備蓄の充実 【H28～】 防災安全課	市内 7 箇所の福祉避難所の災害時 備蓄用品の充実 (梅寿荘・やすらぎの杜延寿・ フォレストホーム・高山ちどり・ やすらぎの杜優楽・福祉センター ・かざぐるま)	【P52に掲示のため省略】					28新
鉄道施設バリアフリー整備事業 【H28～】 防災安全課	鉄道駅バリアフリー化設備整備事 業を施行する鉄道事業者に対し、 補助金を交付する。	-	-		生駒駅、東生駒駅のホーム内方線（点 字ブロックの内側）等の整備補助	鉄道事業者 及び市民	28新

6 外国人

諸外国と日本の正しい相互理解を促進し、国籍や民族を超えた一個人としてお互いを尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に向けた施策を進めます。

ア 教育・啓発の推進

イ 国際理解の推進

ウ 日本語教育支援活動の推進

エ 生活情報の提供と相談・支援

オ 就職の機会均等の確保

カ 厚生援護・住宅問題への取り組み

キ 地域住民や関係機関との協力・連携体制の整備

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
生駒市国際化ボランティア事業 【H25～】 人権施策課	市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的に国際化ボランティアの登録制度を実施する。	【P29に掲示のため省略】					継
いこま国際音楽祭 【H22～】 生涯学習課	世界的に活躍されているピアニストの韓伽?さんを音楽監督に迎え、国内外からソリストを招待してコンサート、マスタークラス、学校を訪問しての音楽塾などのイベントを開催する。市民を中心とした「いこま国際音楽祭実行委員会」が中心となって運営し、音楽祭期間中には通訳等のボランティアに参加していただくほか、託児場所を設けるなど、幅広い世代に楽しんでいただける音楽祭にする。	実行委員会を設置し、企画段階から当日のイベント運営まで実施した。 音楽祭期間 平成26年11月18日～11月23日 コンサート 4回 マスタークラス 14人 音楽塾 3校 コンサート共演指導 1団体	実行委員会を設置し、企画段階から当日のイベント運営まで実施した。 音楽祭期間 平成27年11月2日～11月8日 コンサート 4回 マスタークラス 12人 音楽塾 3校 コンサート共演指導 1校		「市民みんなで創る音楽祭」として開催するため、いこま国際音楽祭は実施しない。	全市民	継
外国籍就学児童に対する氏名称にかかる対応 【H8～】 教育総務課	外国籍児童に対する本名使用促進及び入学前の氏名称の確認を行う。 (H9入学者から)	例年どおり実施	例年どおり実施		前年度同様に実施	外国籍就学児童	継
ホームページのバリアフリー化 【H15～】 情報政策課	障がいを持った人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページを目指す。	【P16に掲示のため省略】					継
国際交流の集い 【H13～】 生涯学習課	市内に在住等している外国人の方の出身国の文化紹介を通して、特に子どもたちを中心とした外国人と日本人の、また、外国人同士の相互の理解と交流を図る。	11/15に図書館にて実施 参加国 9カ国 参加人数 200名程度	11月14日に図書館にて実施 参加国 10カ国 参加人数 224名程度		11月中旬開催予定	市内青少年	継

日本語教室 【H15～】 人権施策課	日本語を母語としない人（外国人等）が日本で暮らしやすくなるための日本語学習支援事業	毎週木曜日 18:30～20:00 北コミュニティセンター 年間36回 のべ510人 毎週土曜日 18:00～19:30 図書館 年間36回 のべ367人	毎週木曜日 18:30～20:00 北コミュニティセンター 年間36回 のべ654人 毎週土曜日 18:00～19:30 図書館 年間36回 のべ361人		毎週木曜日 18:30～20:00 北コミュニティセンター 年間36回 毎週土曜日 18:00～19:30 図書館 年間36回 実施予定	日本語を母語としない人（外国人等）	継
日本語学習支援ボランティア養成講座 【H16～】 人権施策課	日本語を母語としない人（外国人等）への日本語教育に関する入門講座	【P30に掲示のため省略】					継
日本語学習支援ボランティア研修講座 【H16～】 人権施策課	生駒市日本語教室で活動する日本語学習支援ボランティアの資質向上のための研修会	【P30に掲示のため省略】					継
国際化推進に伴う庁舎内案内板整備 【H14～】 総務課 人権施策課 ほか	国際化推進に伴い庁舎内窓口及び総合案内板に外国語等の併記を行う。	組織変更に対応した。	前年度同様に実施		未定	全市民 外国人	継
国際化担当窓口の設置 【H14～】 人権施策課	国際化推進に伴い、国際化担当窓口を設置する。	【P23に掲示のため省略】					継
職員と市内ボランティア団体による窓口対応等サポート 【H14～】 人権施策課	日本語が不自由な外国人の方に対し、市役所窓口等において、通訳補助的なサポートを行う。	【P29に掲示のため省略】					継
観光パンフレットの作成 【H15～】 経済振興課	国際化推進に伴い、生駒市観光パンフレットに外国語を併記する。	5,000部 （英語、中国語簡体字併記）	8,000部 （英語、中国語簡体字併記）		2,000部 （英語表記）	外国人	継
外国人高齢者特別給付金 【H7～】 高齢施策課	大正15年4月1日以前生まれの無年金の外国人または外国人であった人に、給付する。 （受給資格制限あり）	【P45に掲示のため省略】					継
ユニバーサルキャンピングin生駒 【H27～】 生涯学習課	年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化の違いに関わらず、ダイバーシティ（多様性）の視点に立ち、「みんなが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指すことを目的とした交流イベント	【P36に掲示のため省略】					新

7 プライバシーをめぐる問題

市民一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、プライバシーの侵害をなくすよう、啓発を進めるとともに、市の情報セキュリティの強化に取り組みます。

ア 生駒市個人情報保護条例の周知

イ インターネットによる人権侵害に対する取り組み

ウ 情報セキュリティの確保

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
個人情報保護制度の施行・運用 【H11～】 総務課	生駒市個人情報保護条例に基づき、本市における個人情報の取扱いが適正に行われるとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害を防止し、市民に信頼される市政を推進する。	本市の個人情報保護制度の適正な運営に努めた。	本市の個人情報保護制度の適正な運営に努めた。		前年度同様に実施	全市民 市職員 事業者等	継
個人情報に関する苦情相談窓口の開設 【H17～】 総務課	個人情報に関するトラブルや疑問についての相談窓口事業	【P23に掲示のため省略】					継
「インターネットステーション」への参加 【H17～】 人権施策課 生涯学習課	「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」に参加し、インターネット上での啓発活動に取り組む。頻発するインターネット上での差別事件、特に掲示板への差別書き込みに対応していく。	【P31に掲示のため省略】					継
インターネット人権セーフティ事業 【H25～】 人権施策課	インターネットが、ルールやマナーを守り、社会の一員として自覚と責任を持って利用されるような環境づくりを推進する。 ・インターネット利用上のルールやマナーについての広報・啓発活動 ・見る人に不快感を与えない対応や被害に会った場合の対処方法等の情報提供 ・加害者にも被害者にもならない対処の習得のための講座・研修の開催 ・関係機関と連携し、被害の広がり防止	【P14に掲示のため省略】					継

8 さまざまな人権問題

多様化する現代社会にあつては、多くの人権問題が生じています。

○エイズ、ハンセン病やその他の感染症、患者・元患者、感染者及び家族の人権問題

○アイヌの人々の人権問題

○刑を終えて出所した人の人権問題

○犯罪被害者やその家族の人権問題

○科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題や日本に帰国した中国残留邦人とその家族の自立支援の問題、性同一性障害をはじめとする多様な性の問題、

「婚外子」、「ホームレス」等に対する差別や偏見等の人権問題

これらの人権問題の解決に当たっては、個々の問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、多様な機会を通して正しい情報の提供などに努めます。

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
エイズについての啓発 【H7以前～】 健康課	関係機関作成のパンフレット等を窓口等において配布	健康課窓口にてエイズに関するパンフレットの設置	健康課窓口にてエイズに関するパンフレットの設置		健康課窓口にてエイズに関するパンフレットの設置	全市民	継
エイズ予防パンフレット配布 (国民健康保険啓発用パンフレット) 【H11～】 国保医療課	エイズの正しい予防方法やエイズに対する差別や偏見をなくすることを主旨とした「エイズ予防パンフレット」の配布を保険証発送時に同封することにより実施している。また、窓口にも常置している。	16,000部作成	16,000部作成		16,000部作成予定	全市民	継
「世界禁煙デー」キャンペーン 【H15～】 健康課	「世界禁煙デー」は、喫煙が自他共の健康を侵害することを理解し、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関(WHO)の決議により5月31日と定められている。	・「世界禁煙デー」にあわせて市役所内でポスター・パネル展示(5/28～6/12) ・ベルテラスいこまにおいて、受動喫煙防止キャンペーンを実施(奈良県共催) ・福祉と健康のつどい(9/6)でのパネル展示、禁煙相談、スモーカーライザー測定 ・妊婦とその家族への受動喫煙防止啓発、個別指導 ・市が管理する公共施設への受動喫煙防止対策徹底の通知 ・生駒中学2年生へのたばこ健康教育	・「世界禁煙デー」にあわせて市役所内でポスター・パネル展示(5/28～6/12) ・ベルテラスいこまにおいて、受動喫煙防止キャンペーンを実施(奈良県共催) ・福祉と健康のつどい(9/5)でのパネル展示、禁煙相談、スモーカーライザー測定 ・妊婦とその家族への受動喫煙防止啓発、個別指導 ・市が管理する公共施設への受動喫煙防止対策徹底の通知		・「世界禁煙デー」にちなんで、駅前図書館でポスター・パネル展示(6/22～6/28) ・ベルテラスいこまにおいて、受動喫煙防止キャンペーンを実施(奈良県共催) ・福祉と健康のつどい(9/10)でのパネル展示、禁煙相談、スモーカーライザー測定 ・妊婦とその家族への受動喫煙防止啓発、個別指導 ・パパ講座でのスモーカーライザー測定及び禁煙相談の実施	全市民 市内通勤通学者	継
保護司会との連携 (社会を明るくする運動 強調月間7月) 【H7以前～】 社会福祉協議会	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築く。	【P28に掲示のため省略】					継
人権教育講座 (山びこ) 【S53～】 人事課 人権施策課	人権教育を推進していくためのリーダーを養成し、人権尊重の輪を広める。 (7月～2月 月1回 計7回)	【P8に掲示のため省略】					継

4. 基本計画の推進（市人権施策に関する基本計画第4章）

1 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。

2 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取り組みとして展開できるよう、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、企業等との密接な連携を図ります。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。

3 フォローアップ

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を生駒市人権施策審議会に報告するとともに、幅広く市民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。

事業名等	事業内容	平成26年度事業実績	平成27年度事業実績 (平成28年3月31日現在)	増減理由	平成28年度事業計画	対象	新継
男女共同参画・人権に関する 市民意識調査 【H25～】 人権施策課 男女共同参画プラザ	第3次男女共同参画行動計画の策定及び今後の施策推進のための基礎資料とするため、男女共同参画・人権に関する市民意識調査を実施する。	啓発用パンフレット（市民意識調査概要版）作成 3,000部作成 研修会等で活用	研修会等で活用		研修会等で活用	全市民	継
人権施策に関する基本計画の 推進 【H17～】 人権施策課	生駒市人権施策に関する基本計画の趣旨を踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に基本計画の具体的推進に努める。 人権施策に関する基本計画策定 2005（平成17）年12月	公共施設等にて希望者に配布	前年度同様に実施		前年度同様に実施	全市民	継
「生駒市人権施策に関する基本計画」の周知対策 【H18～】 人権施策課	「生駒市人権施策に関する基本計画」の趣旨を広く市民に浸透するためさまざまな機会を捉えて周知する。	・生駒市公式ホームページに「生駒市人権施策に関する基本計画」を掲載し、冊子（正式版・概要版）を市役所市政情報コーナー、コミュニティセンター情報コーナー他市内6ヶ所で閲覧用に配布 ・転入者用啓発パンフレットを作成し市民課での転入手続き時に配布	前年度同様に実施		前年度同様に実施	全市民他	継
人権施策審議会 【H14～】 人権施策課	「生駒市人権擁護に関する条例」の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議する。 「生駒市人権施策に関する基本計画」に基づき、基本計画の推進状況について報告を受ける。	開催なし	開催なし		7月4日（月）開催予定	人権施策審議会	継

人権施策実施プログラムの作成 【H14～】 人権施策課	生駒市人権施策に関する基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくために、基本計画に基づく事業実施状況を作成し、人権施策審議会に報告する。	2014（平成26）年度分作成	2015（平成27）年度分作成		2016（平成28）年度分作成		継
-----------------------------------	--	-----------------	-----------------	--	-----------------	--	---